

各行政機関における政策評価の取組状況等についての意見交換

防衛庁説明資料

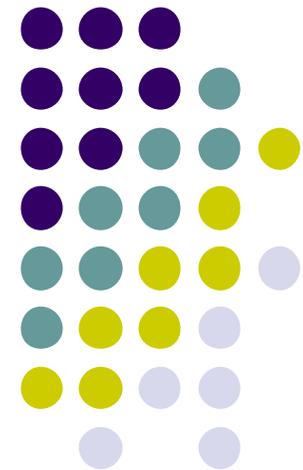
平成 16 年 11 月 22 日



防衛庁における政策評価

平成16年11月

防衛庁長官官房政策評価監査官



目 次

防衛庁における政策評価への取組状況	1
防衛庁の政策評価の実施体制等	
防衛庁における政策評価の規定類	
防衛庁の政策評価の現状	4
防衛行政の特性に応じた政策評価の体系 （総合評価方式を重視した取組）	
評価の重点	
職員の意識改革の取組	
今後の課題	7
より実効性のある政策評価への取組	
状況の変化に応じた評価の実施	
評価のサイクルの充実	
客観性の確保（第三者等知見の活用）	
政策評価の更なる浸透・普及	
「政策評価分科会の当面の活動の重点」に盛り込まれている課題への取組	13
政策評価目標の設定にあたっての考え方	
既存の事務事業に対する事後評価の充実への取組	
外部検証可能性確保への取組	
評価書の簡明さへの取組	

防衛庁における政策評価への取組状況

防衛庁における政策評価の実施体制

防衛庁の政策評価の実施体制等（別紙１）

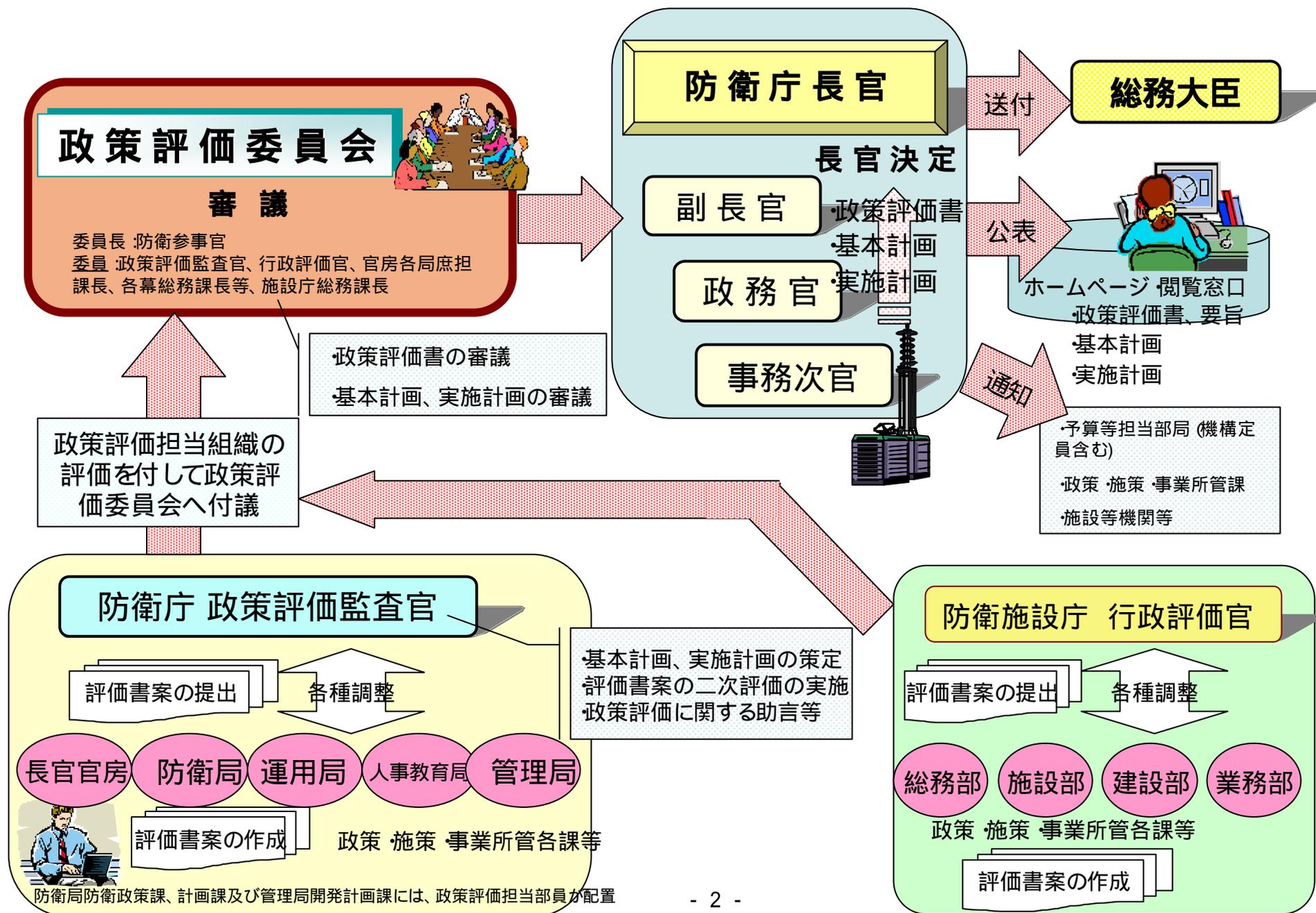
- ・ 防衛庁の政策評価は、防衛庁本庁及び防衛施設庁内部部局の政策所管課等が実施し、評価担当組織である長官官房政策評価監査官が防衛施設庁総務部行政評価官の協力も得て総括。
- ・ 基本計画（以下 を参照）に定める「重点評価対象分野」（ ）に基づき、年度ごとの評価対象予定項目について選定の後、実施計画（以下 を参照）を策定。
- ・ 政策評価書は、政策所管課等において第１次評価書が作成され、その後政策評価担当組織（政策評価監査官、施設庁行政評価官）による２次評価を付した上、政策評価委員会において審議し、大臣決裁を経て決定、総務省に送付の上、公表。

〔 網羅的に防衛行政を評価することを目的に、複数年にわたり評価対象予定分野を明示したもの〕

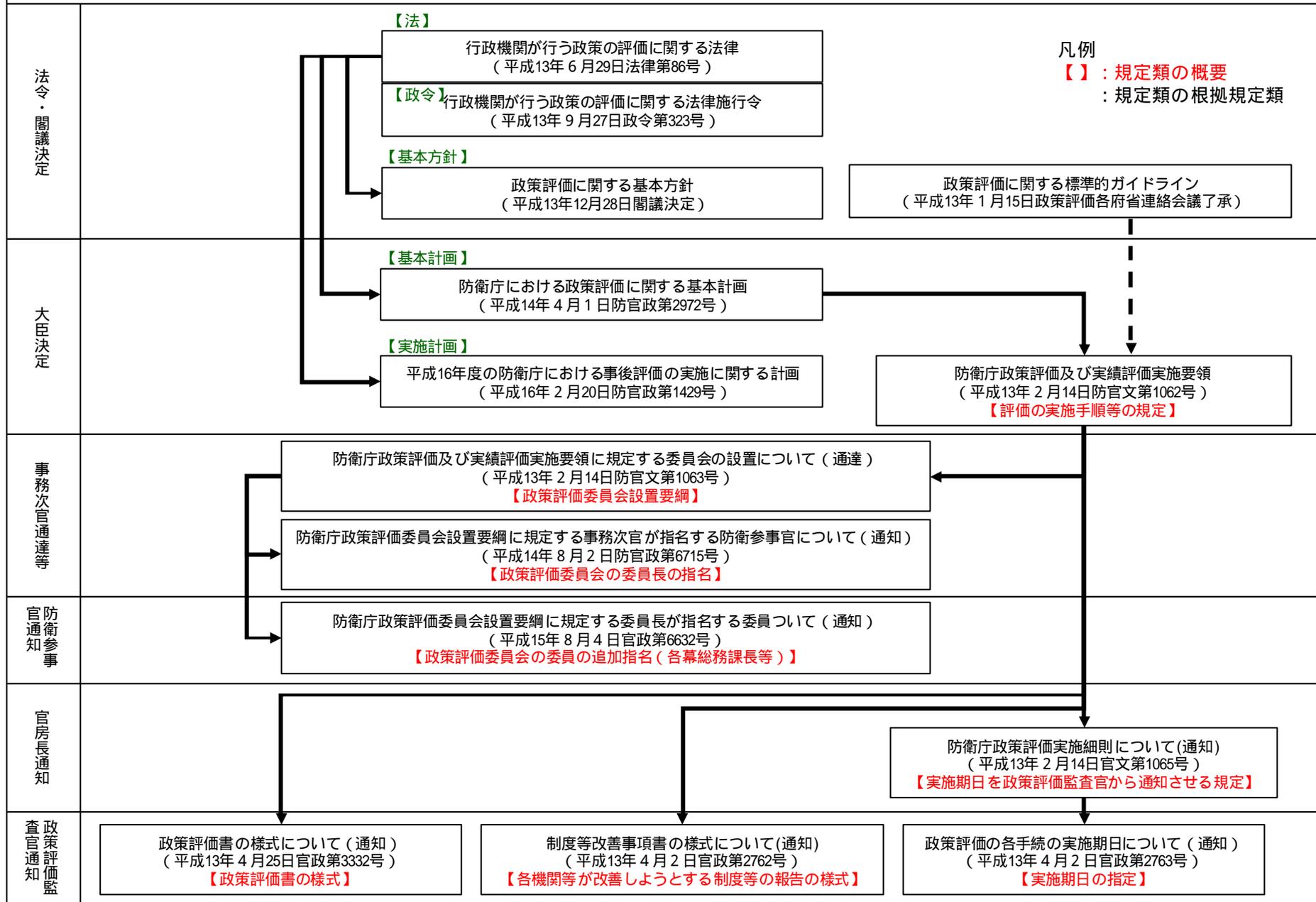
防衛庁における政策評価の規定類（別紙２）

- ・ 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。「政策評価法」）に基づき、「防衛庁における政策評価に関する基本計画」（「基本計画」）を策定。（計画期間：平成14年度～平成17年度、評価対象分野を明示）
- ・ 「政策評価に関する標準的ガイドライン」を指針とし、「防衛庁政策評価及び実績評価実施要領」を策定。（評価方式、実施手続きを明示）
- ・ 年度ごとには、「政策評価法」に基づき、「防衛庁における事後評価の実施に関する計画」（「実施計画」）を策定。（計画期間、評価対象予定項目、評価方法等を明示）

防衛庁における政策評価の体制



政策評価関係法令等及び防衛庁における規定類



防衛庁の政策評価の現状

防衛行政の特性に応じた政策評価の体系（総合評価方式を重視した取組：別紙３）

防衛庁の政策評価については、防衛庁の任務である「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つこと」（防衛庁設置法第４条）を達成するために行う各種の施策等について実施している。その評価にあたっては、様々な角度（国内・国外情勢、技術革新の動向等）からの分析が必要であることから、総合評価方式を主として採用、実施。

〔「政策評価の基本方針」（閣議決定）：総合評価方式「特定のテーマについて、様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析する」〕

また、政策の特性に応じた適切な評価方式を採用することとし、事務事業単位においては、事業評価方式（事前、事後）で評価を実施、さらに効果の発現状況を定量的に説明した方が適切である場合には、実績評価方式による評価も実施。（平成15年度「防衛庁における環境への配慮」１件）

評価の重点

〔評価対象の選定〕

- ・ 「基本計画」において「重点評価対象分野」を定め、複数年かけて防衛行政を網羅的に政策評価を行えるよう配慮。
- ・ 個々の施策等について評価を実施した数年後、その結果をもとに再度、評価を実施することを念頭に計画。（総合評価は、個々の施策等についての見直し、改善等の検証のためには効果的な仕組）

〔２次評価の実施〕

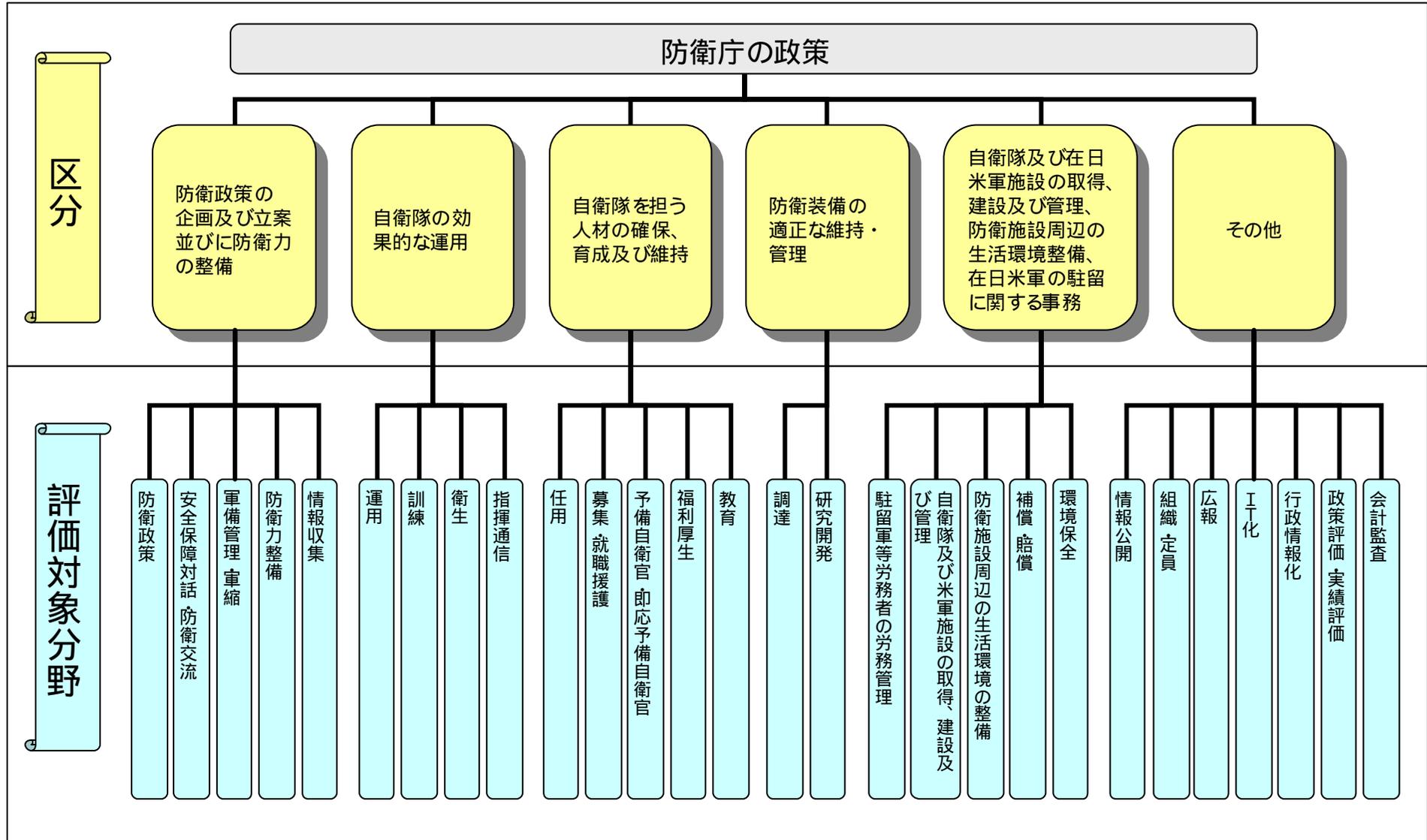
- ・ 政策所管課等が作成した評価書に対し、より客観性を確保するため、政策評価担当組織による（政策評価監査官、行政評価官）の２次評価を付して大臣の決定を受け公表。

職員の意識改革の取組（政策評価制度の周知・理解の促進）

- 職員の各段階（初任時、係長級、補佐級研修等）に応じて政策評価の意義、実績等についての研修を実施。
- 政策評価委員会への各自衛隊等の参加により、委員会での議論の充実、政策評価制度を全庁的に浸透。
- 部内系LANにおいて、今まで実施した各政策評価書並びに政策評価に関する法令、部内通達等の掲載、政策所管課の事前参考資料集として有効活用。

防衛庁の政策評価における政策体系

防衛庁における政策評価に関する基本計画（平成14年）



今後の課題

より実効性のある政策評価への取組

状況の変化に応じた評価の実施

実施計画策定後の社会情勢等の変化に伴い、政策評価を実施する施策等について臨機応変に追加し、実施。

評価のサイクルの充実（別紙４）

自衛隊が使用する装備品のための研究開発事業に関しては、開発終了後の事後評価における反映状況を受け、改めて当該装備品の導入に関する事前評価を実施、その後、装備品の調達についての中間段階の評価、調達終了後の事後評価までを実施している。今後、この評価のサイクルの一層の充実を図るため、研究開発サイドや装備調達サイド等、事業を持つ各所管課等の評価のための連携体制を強化。

（研究開発の事前評価（中間段階評価） 事後評価 開発した装備の調達の事前評価
（中間段階評価） 調達の事後評価）

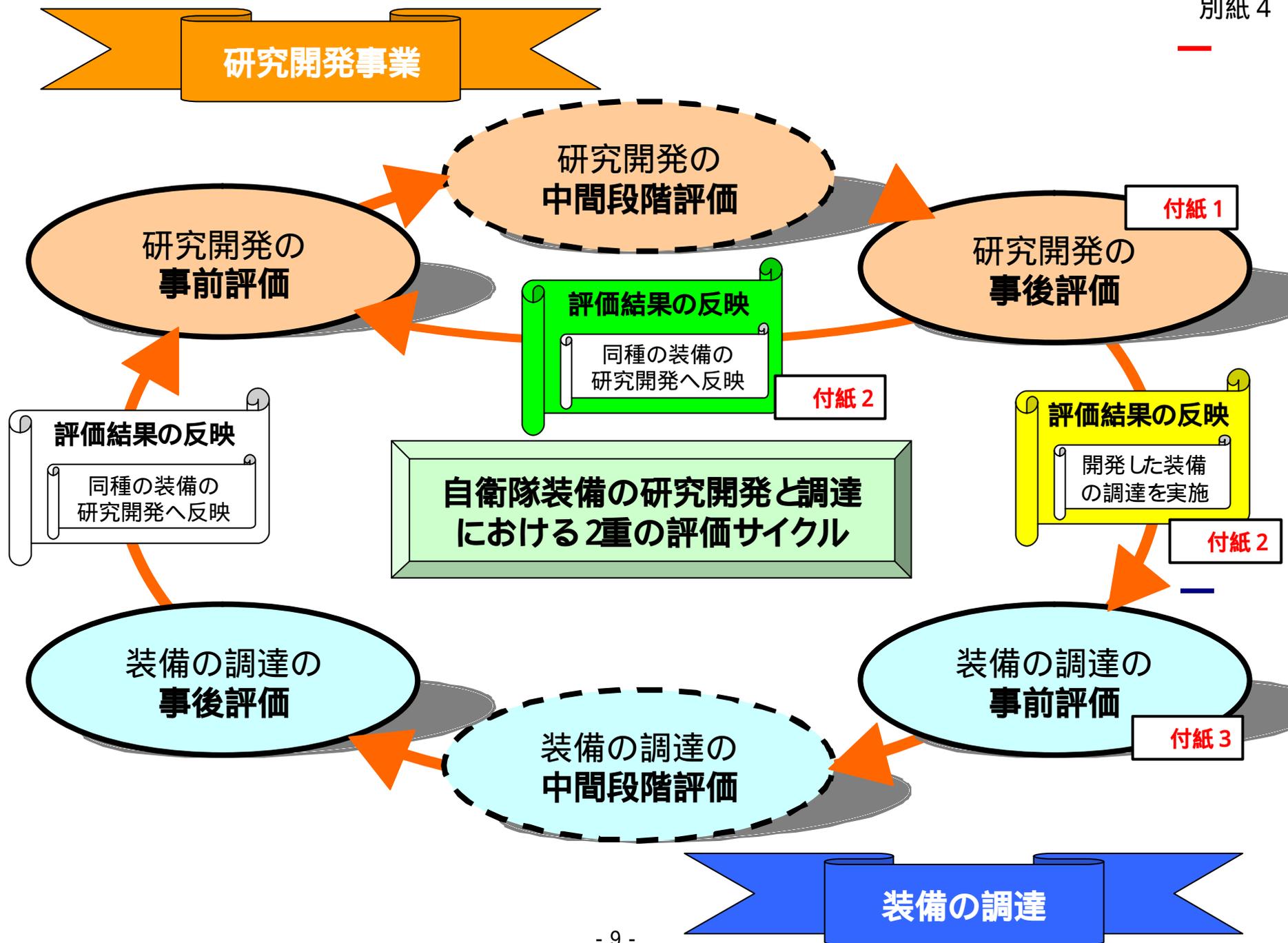
客観性の確保（第三者等知見の活用）

政策評価の実施にあたっては客観的かつ厳格な実施が求められていることから、防衛庁の政策評価においても外部有識者の知見の活用に努めており、また平成15年度には総合評価を行った施策等のうち60%について知見の活用が図られていることにも鑑み、今後ともより一層「知見の活用」を図るべく推進していく。

なお、防衛行政は、防衛政策、研究開発、駐留米軍の事務等と、その範囲は広く、専門的に研究している者が少ない分野であるが、シンクタンク等も含めた外部専門家についての情報を収集して、これを政策所管課等に提供する等の仕組みを構築することにより、知見の活用範囲の拡大を図る。

政策評価の更なる浸透・普及

政策評価の更なる浸透を図るため、政策評価を実施する際に有効な知識（過去の実施した政策評価項目に対する総務省の客観性評価結果、各種評価方式における評価のポイント等）について、政策所管課等への更なる普及を図る。



政策評価書（要旨）（事後の事業評価）

事業名	新中距離地对空誘導弾	担当部局	管理局開発計画課
政策分野	防衛装備の適正な維持・管理（研究開発）	終了時期	平成14年度

事業の内容 師団等及び重要地域の防空にあたる地对空誘導弾 改良ホークの後継として、航空機、空対地ミサイル、巡航ミサイルなどの将来の空からの脅威に有効に対処できる新中距離地对空誘導弾を開発した。	<table border="1"> <tr> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>完了年度</th> </tr> <tr> <td colspan="2">← 試作(その1)(誘導弾等)</td> <td colspan="2">試作(その6)(誘導弾構成部品等)</td> <td colspan="3"></td> <td>14年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">→ 試作(その2)(誘導弾、射撃統制装置等)</td> <td colspan="3"></td> <td rowspan="2">経費総額 約1163億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">→ 試作(その3)(誘導弾、発射装置等)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">→ 試作(その4)(誘導弾、運搬装置等)</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">→ 試作(その5)(誘導弾、通信装置等)</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">←----- 技術試験 -----></td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">→----- 実用試験 -----></td> <td></td> </tr> </table>							8	9	10	11	12	13	14	完了年度	← 試作(その1)(誘導弾等)		試作(その6)(誘導弾構成部品等)					14年度			→ 試作(その2)(誘導弾、射撃統制装置等)					経費総額 約1163億円			→ 試作(その3)(誘導弾、発射装置等)							→ 試作(その4)(誘導弾、運搬装置等)								→ 試作(その5)(誘導弾、通信装置等)								←----- 技術試験 ----->										→----- 実用試験 ----->			
	8	9	10	11	12	13	14	完了年度																																																														
← 試作(その1)(誘導弾等)		試作(その6)(誘導弾構成部品等)					14年度																																																															
		→ 試作(その2)(誘導弾、射撃統制装置等)					経費総額 約1163億円																																																															
		→ 試作(その3)(誘導弾、発射装置等)																																																																				
		→ 試作(その4)(誘導弾、運搬装置等)																																																																				
		→ 試作(その5)(誘導弾、通信装置等)																																																																				
		←----- 技術試験 ----->																																																																				
				→----- 実用試験 ----->																																																																		

評価の内容 事業の目的 現有の地对空誘導弾 改良ホークについては、近年の航空関連の軍事技術の進歩により空からの脅威の趨勢への対応が困難となりつつあると共に、米国からの専用維持部品の供給打ち切りにより、長期にわたり維持することは困難となる見込みである。 このため、地对空誘導弾 改良ホークの後継として、我が国の地理的特性に適合するための低空目標への対処能力を有し、航空機、空対地ミサイル、巡航ミサイルなどの将来の空からの脅威に有効に対処可能で、機動性に優れ、より少数の人員により運用し得る新中距離地对空誘導弾を開発することを目的とした。	達成状況 達成効果 以下の技術的課題等を解明し、要求される性能を満足する誘導弾システムの装備化が可能となった。 ア システム一元化のための技術 イ ミサイル対処性能実現のための技術 ウ 同時多目標対処性能向上のための技術 エ 見通し外射撃技術 オ 小型・軽量化技術 カ 高機動性技術及び省人・省力化技術 キ 補給整備性の向上技術 ク コスト抑制 ケ モデリング&シミュレーション技術の適用
--	---

達成時期 平成8年度から試作に着手し、平成15年3月末までに技術試験及び実用試験を終了した。	教訓等事項 本開発においては、民生品の活用による量産コスト低減や様々な機能をソフトウェアにより実現することによりシステムの柔軟性を高めるなど多くの成果が得られた。今後の誘導弾の技術開発において、これらの成果を積極的に活用する。
--	---

今後の対応 本事業の成果に基づき、所要の装備品の調達を予定している。 また、今後、技術の進歩、使用実績等を踏まえた改良・改善に迅速かつ効率的に対応し、適切な機能・性能水準の維持に努めていく予定である。	その他参考情報 別紙：用語解説 別図1：運用構想図 別図2：試験実施状況
---	--

平成14年度の防衛庁における政策評価の結果の政策への反映状況(事後の事業評価)

番号	項目名	政策評価の結果の政策への反映状況	政策所管課
1	国際観艦式	今後、より多くの国の参加を得るなど、実施すべき時期、実施方法等を含め、より円滑な行事の実施のための検討を継続し、各種記念行事等にも活用を図る。	防衛局 国際企画課
2	地上無線機(改)	本事業の成果に基づき、装備品の調達を予定している。	管理局 開発計画課
3	新中距離地对空誘導弾	本事業の成果に基づき、装備品の調達を予定している。	管理局 開発計画課
4	155mmリゅう弾砲用多目的弾	本事業の成果に基づき、装備品の調達を予定している。	管理局 開発計画課
5	エンジン高空性能試験装置の研究	今後、エンジンの試験において、本装置を使用することを予定している。更に空気流量を増大させることによって、より大型のエンジンの試験にも対応可能である。	管理局 開発計画課
6	戦闘車両用セラミックエンジンの研究	今後、遮熱型エンジンの燃焼改善及び遮熱化により増大する排気エネルギーの回収に関する研究において、本研究によって得られたエンジン遮熱化技術及び試験評価技術を活用する予定である。	管理局 開発計画課
7	テレスコープ弾機関砲の研究	今後、将来の車載化テレスコープ弾機関砲の実現に向けた取組において、本研究の成果の活用を図っていく予定である。	管理局 開発計画課
8	ステルス 高運動機の研究	小型航空機の運動能力の向上を図るための研究である「高運動飛行制御システムの研究」において、本研究の成果を反映することが可能である。また、将来の訓練用シミュレータへの活用も期待される。	管理局 開発計画課
9	Kalバントシカの研究	今後、Kalバント地对空誘導弾の研究等において、本研究試作の成果を活用することが可能である。	管理局 開発計画課
10	飛しょう体の研究	新短距離空対空誘導弾(XAAM-5)等において、本研究の成果である推力偏向操舵と空力操舵による複合操舵方式が反映されており、今後も多くのミサイルに適用されるものと予想している。	管理局 開発計画課
11	誘導制御装置の研究	今後、魚雷用画像認識識別装置の研究試作において、本研究試作の成果を反映させ、画像化演算処理に対する自動化及び実魚雷への適合性の確立に取り組み、潜水艦用魚雷の性能向上のための技術資料の取得を図る予定である。	管理局 開発計画課
12	磁気制御技術の研究	艦艇電磁気特性シミュレータの研究試作において、本研究の成果を反映させることが可能である。さらに、本研究の成果を踏まえ、各種艦艇に対応した消磁システムの装備要領及び費用対効果の検証並びに各種艦艇の建造計画への反映に関する検討を行っていく予定である。	管理局 開発計画課
13	岩国飛行場周辺障害防止対策事業(中津ポンプ場排水施設)	本事業の結果、障害の防止 軽減が図られ、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、ひいては防衛施設の安定的使用につながることから、引き続き同様の事業について補助を行う。	防衛施設庁 施設対策課

政策評価書（要旨）（事前の事業評価）

事業名	新中距離地对空誘導弾	担当部局	防衛局計画課
政策分野	防衛力整備	調達時期	平成15年度～

事業内容	師団等及び重要地域の防空にあたる地对空誘導弾（ホーク）の後継として、我が国の地理的特性に適合する低空目標への対処能力を有し、都市部や国内の複雑・狭隘な地形においても陣地展開が容易となる機動力等もあり、より少数の人員により運用し得る新中距離地对空誘導弾を15年度に要求し、17年度に取得する。	14	15	16	17	完了年度
		調達 ←————→ 取得				
所要経費	約238億円（後年度負担額を含む。）					

評価の内容

事業の目的	<p>現有の地对空誘導弾（ホーク）については、近年の航空軍事技術の進歩や空からの脅威の趨勢への対応が困難となりつつある。また、米国からの専用維持部品の供給打ち切りにより、現有の地对空誘導弾（ホーク）を長期にわたり維持することは困難となる見込みである。</p> <p>また、我が国の防衛力については、防衛大綱の下、合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛庁の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る性能が求められている。</p> <p>このため、地对空誘導弾（ホーク）の後継として、我が国の地理的特性に適合する低空目標への対処能力を有し、機動力に優れ、より少数の人員により運用し得る新中距離地对空誘導弾を整備する。</p>	事業実施の効果・時期	<p>現有の地对空誘導弾（ホーク）より有効射程距離が長く、同時多目標対処能力があり、地形を利用して低空侵入してくる敵性航空機等に対してレーダが見失っても経路予測や誘導弾自身による目標探索により射撃可能であり、かつ回避行動をとる目標に対しても、高運動性で対処できる。また、自走式車両の採用により、地对空誘導弾（ホーク）にはない路外機動性や、垂直発射方式の採用により、都市部等で場所を選ばず展開できる柔軟性を有する。</p> <p>中期防では17年度までに、1.25個群整備することとされている。</p>
事業の必要性・適正性	<p>現有の地对空誘導弾（ホーク）は、米国からの専用維持部品の供給打ち切りにより、17年度中にも当該部品が不足するため、防衛計画の大綱に定める8個高射特科群の体制の維持が困難になる見込みであることから、師団等及び重要地域の防空に有効に対処できる後継装備を整備する必要がある。</p>		

今後の対応

新中距離地对空誘導弾は、現有の地对空誘導弾（ホーク）の後継として、諸外国の航空機等の軍事科学技術の趨勢に対して有効に対処し得ると評価できることから、15年度に所要の予算要求を行う。

その他の参考情報

- 別図第1：新中距離地对空誘導弾の概要図
- 別図第2：防空任務分担

「政策評価分科会の当面の活動の重点」に盛り込まれている課題への取組

政策評価目標の設定にあたっての考え方

防衛庁の政策評価は主として総合評価方式により施策単位で実施されていることから、「基本計画」において評価対象の分野を設定し、その分野の中から施策等を選定。

また、実績評価方式を用いての評価を行える施策等（他府省と共通的なもの等）については、他府省の目標を参考として設定、調整。

既存の事務事業に対する事後評価の充実への取組

事前評価を行った事業については、原則事後評価を実施。今後、事前から事後へのサイクルの枠組みが定着。

外部検証可能性確保への取組

現在、政策評価書においては、評価の根拠となる資料等についても、可能な限り添付し、外部検証が図られるよう確保。

評価書の簡明さへの取組

政策所管課等へ評価書作成時にそのフォーマットを示し、盛り込むべき内容、図表等の活用などを奨励。

今後とも国民の視点に立って分かりやすい評価書が作成できるよう、他府省の例なども参考に工夫。

参 考 资 料

〔参 考 資 料〕

参考1	： 防衛庁における過去3年間の政策評価の実施状況	・ ・ ・ ・	14
参考2	： 防衛庁における政策評価に関する基本計画の概要	・ ・ ・ ・	15
参考3	： 防衛庁政策評価及び実績評価実施要領の概要	・ ・ ・ ・	17
参考4	： 平成16年度の防衛庁における事後評価の実施に関する計画	・ ・ ・ ・	19
参考5	： 政策評価書 2次評価	・ ・ ・ ・	26
参考6	： 政策評価書（総合評価）	・ ・ ・ ・	27
	例：不審船対処関連事業（平成14年度総合評価）		

防衛庁における過去3年間の政策評価の実施状況

参考1

(単位:件)

政策評価の手法/実施年度	評価件数	平成13年度	平成14年度	平成15年度
		事前の事業評価	63	26
中間段階の事業評価	37	28	7	2
事後の事業評価	36	6	16	14
総合評価	40	13	16	11
実績評価	1	-	-	1
計	177	73	57	47

(注) 事前の事業評価 : 翌年度から新規に実施しようとする総事業費10億円以上の事業

中間段階の事業評価 : 開始から概ね10年を経て引き続き実施しようとする総事業費10億円以上の事業

事後の事業評価 : 実施を完了した事業(主として総事業費10億円以上の事業及び事前の事業評価を行ったものを対象)

総合評価 : 防衛庁の業務遂行のための制度、計画、政策方針等(基本計画の重点分野を主に選定し、具体的な項目は各年度毎に実施計画で定めている)

実績評価 : 防衛庁の主要な政策の中から、実績評価方式による評価の特性を勘案し、計画的に評価を実施(平成15年度から開始)

防衛庁における政策評価に関する基本計画の概要

計画期間

平成 14 年度から平成 17 年度までの 4 年間と規定。

政策評価の実施に関する方針

防衛庁における政策評価の分野別区分、政策評価の方式を規定。

政策評価の観点に関する事項

防衛庁における政策評価の観点として必要性、効率性、有効性などを規定。

政策効果の把握に関する事項

可能な限り定量的な評価手法を用いるなど評価の客観性の確保に努める旨規定。

事前評価の実施に関する事項

新規の正面装備、研究開発、その他の事業について総事業費 10 億円以上のものを特段の事情がない限り事前の事業評価の対象とする旨規定。

計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

事後評価の対象として、別紙の政策を規定。

新規の正面装備、研究開発、その他の事業の開始から概ね 10 年を経たものについて総事業費 10 億円以上のものを特段の事情がない限り中間段階の事業評価の対象とする旨規定。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

必要に応じて学識経験者、民間等の第三者等の活用を努める旨規定。

政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価の結果を予算要求及び法令等による制度の新設・改廃の担当課に通知する旨規定。

インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

政策評価書等の防衛庁ホームページへの掲載、広報窓口への備え付けなどを規定。

政策評価の実施体制に関する事項

政策評価の実施のための政策評価監査官等の役割等について規定。

その他政策評価の実施に関し必要な事項

外部からの意見・要望の活用及び基本計画の見直しについて規定。

区 分	重点評価対象分野			
	14年度	15年度	16年度	17年度
防衛政策の企画及び立案並びに防衛力の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防衛政策 防衛力整備 安全保障対話・防衛交流 情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 軍備管理・軍縮 防衛力整備 	<ul style="list-style-type: none"> 防衛政策 防衛力整備 情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 軍備管理・軍縮 防衛力整備
自衛隊の効果的な運用	<ul style="list-style-type: none"> 指揮通信 訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 運用 衛生 	<ul style="list-style-type: none"> 指揮通信 訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 運用 衛生
自衛隊を担う人材の確保、育成及び維持	<ul style="list-style-type: none"> 任用 募集・就職援護 教育 	<ul style="list-style-type: none"> 任用 予備自衛官・即応予備自衛官 教育 	<ul style="list-style-type: none"> 任用 募集・就職援護 	<ul style="list-style-type: none"> 任用 福利厚生
防衛装備の適正な維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> 調達 研究開発 	<ul style="list-style-type: none"> 調達 研究開発 	<ul style="list-style-type: none"> 調達 研究開発 	<ul style="list-style-type: none"> 調達 研究開発
自衛隊及び在日米軍施設の取得、建設及び管理、防衛施設周辺の生活環境整備、在日米軍の駐留に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊施設の取得、建設及び管理 防衛施設周辺の生活環境の整備 補償・賠償 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全 防衛施設周辺の生活環境整備 駐留軍等労働者の労務管理 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊及び在日米軍施設の取得、建設及び管理 	<ul style="list-style-type: none"> 補償・賠償 駐留軍等労働者の労務管理
その他	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開 行政情報化 	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価 実績評価 	<ul style="list-style-type: none"> 広報 組織・定員 	<ul style="list-style-type: none"> IT化

注： 必要に応じて、上記の分野以外の事項についても実施する。

防衛庁政策評価及び実績評価実施要領の概要

1 政策評価

(1) 目的

防衛庁の所管する行政について、国民への説明責任を徹底するとともに、国民本位で効率的な質の高い行政を実現し、国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること

(2) 政策評価の区分、手続等

政策評価の区分

ア 事業評価

- ・ 新規要求の事業を対象とした評価（事前の事業評価）（ 1 ）
- ・ 予算要求継続中の事業を対象とした評価（中間段階の事業評価）（ 2 ）
- ・ 実施を完了した事業を対象とした評価（事後の事業評価）（ 2 ）

イ 総合評価

- ・ 業務遂行のための制度、計画、政策方針等を対象とした評価（ 2 ）
- （ 1 ... 法律上の事前評価、 2 ... 法律上の事後評価 ）

政策評価に関する基本計画の作成

- ・ 計画的かつ効率的に政策評価を行うため、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策など、政策評価の実施に関し必要な事項を定めた政策評価に関する基本計画を作成

事後評価の実施に関する計画の作成

- ・ 政策評価に関する基本計画を踏まえ、1年ごとに、計画期間並びに事後評価の対象としようとする政策及び具体的な事後評価の方法を定めた事後評価の実施に関する計画を作成

政策評価の実施手続

- ・ 評価対象政策について、政策を所掌する本庁及び防衛施設庁の各課が政策評価書案を作成（1次評価）
- ・ 長官官房政策評価監査官及び防衛施設庁総務部行政評価官（以下「政策評価担当課」）は、当該評価書案に意見を付す。（2次評価）
- ・ 政策評価担当課は、当該評価書案について政策評価委員会（委員長：事務次官の指名する参事官、委員：各局の庶担課長等）に付議した後、防衛庁長官の決定を求める。

2 実績評価

(1) 目的

実施庁たる防衛施設庁の所掌する事務について、同庁が達成すべき目標に対する実績を評価することにより、その業務の効率化を図ること。

(2) 実績評価の手続等

- ・ 防衛施設庁総務部行政評価官は毎年、評価対象分野等を定めた実績評価実施計画を作成し、防衛施設庁各課及び内部部局の関係課が作成した目標とともに、対象年度の前年度末までに防衛庁長官の承認を得る。
- ・ 防衛施設庁各課は、当該年度終了後、実績評価書を作成する。
- ・ 行政評価官は、当該実績評価書について防衛施設庁長官の承認を得た上で、防衛庁長官の承認を得る。

3 政策評価及び実績評価の業務への反映、公表等

(1) 評価結果の反映

政策評価の結果については施策の企画立案等に、実績評価の結果は業務の効率化にそれぞれ反映させることとし、政策評価担当課は反映状況の確認等を行う。

(2) 評価結果等の公表方法

政策評価担当課は、基本計画、実施計画、政策評価書及びその要旨並びに政策評価の結果の政策への反映状況並びに実績評価書について公表し、ホームページに掲載する等、国民が容易にその内容を知り得るよう必要な措置をとる。

(3) 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価担当課は、政策評価書等に対する国民の意見・要望の受付窓口となり、寄せられた意見・要望をもとに評価手法や評価基準等の高度化を図るとともに、基本計画及び実施計画並びに実績評価実施計画の作成の資とする。

平成 1 6 年度の防衛庁における事後評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、政策評価に関する基本方針（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）及び防衛庁における政策評価に関する基本計画（平成 14 年 4 月 1 日防衛庁長官決定。以下「基本計画」という。）を踏まえ、防衛庁における事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

- 1 計画期間
平成 1 6 年度とする。
- 2 計画期間内において事後評価の対象とする政策及び事後評価の方法
以下に掲げる政策について、事後評価を実施する。
 - (1) 法第 7 条第 2 項第 1 号に規定する政策及び評価の方法
別紙 1 に掲げる評価対象予定項目について、基本計画 6 (2) の中間段階の事業評価を、基本計画 2 (2) の事業評価方式で実施する。
別紙 2 に掲げる評価対象予定項目について、基本計画 6 (2) の事後の事業評価を、基本計画 2 (2) の事業評価方式で実施する。
別紙 3 に掲げる評価対象予定項目について、基本計画 6 (2) の実績評価を、基本計画 2 (2) の実績評価方式で実施する。
別紙 4 に掲げる評価対象予定項目について、基本計画 6 (2) の総合評価を、基本計画 2 (2) の総合評価方式で実施する。
 - (2) 法第 7 条第 2 項第 2 号に規定する政策及び評価の方法
評価対象予定項目について、該当なし。
 - (3) 法第 7 条第 2 項第 3 号に規定する政策及び評価の方法
評価対象予定項目について、該当なし。
- 3 その他
本実施計画については、政策及び政策評価の実施状況を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うものとする。

番号	中間段階の事業評価対象予定項目
1	多用途ヘリコプター (UH - 60JA)
2	岩国飛行場周辺障害防止対策事業 (川下地区排水施設)

番号	事後の事業評価対象予定項目
1	基幹連隊指揮統制システム
2	地上レーダ装置(改)
3	新通信電子妨害システム
4	師団通信システム(改善)
5	外装型FLR装置
6	地雷探知・処理技術の研究
7	エアープリージングエンジンの研究
8	コンフォーマル・レーダ・システムの研究
9	光波電子戦シミュレーション技術の研究
10	新複合材構造の研究
11	新型普通爆弾の研究
12	饗庭野演習場周辺障害防止対策事業(庄界川改修工)
13	横須賀海軍施設及びキャンプ瑞慶覧における管理棟整備

実績評価対象予定項目

防衛庁における環境への配慮

基本目標

防衛庁における環境への配慮の基本目標は以下のとおりとする。

1. 環境施策の推進

保有する装備及び施設等の維持・管理において、より良い環境を保全・創造していくため、環境基本計画等に基づき、各種施策を積極的に推進する。

(1) 環境への負荷低減

保有する装備及び施設等の維持管理において、粉塵やばい煙、汚水などが発生する場合には、環境保全の観点から、その防止、軽減に努める。

(2) 環境教育の推進

環境対策の根幹は職員一人一人の環境保全への意識を高めることが肝要であるとの認識の下、職員に対し積極的に環境保全に関する意識の高揚を図る。

2. 事務活動における環境配慮

事務活動全般にわたり、環境へ及ぼす影響を低減するため、地球温暖化対策の推進に係る政府が定めた計画等に基づき、各種施策を積極的に推進する。

(1) オフィス活動における環境配慮

オフィス活動において、職員自らが身近なところから地球温暖化対策等に係る各種施策の実践に努めるとともに、省エネ・省資源を推進し、廃棄物の削減とリサイクルを積極的に進める。

(2) グリーン調達への推進

物品やサービスの調達に当たっては、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を積極的に進める。

基本目標に基づく目的・目標

具体的な目的・目標は付紙のとおりとする。

防衛庁における環境への配慮の基本目標に基づく目的・目標

基本目標	目的	主要施策	番号	目標
1. 環境施策の推進 (1) 環境への負荷低減	安全な大気環境を確保する。	ばい煙、ダイオキシン類、二酸化炭素等の排出抑制及びモニタリングを実施する。	1	建物解体及び車両の走行等による粉塵発生を抑制する。
			2	ばい煙発生施設（ボイラー等）からの排出されるばい煙を定期的に測定する。
			3	焼却炉から排出されるダイオキシン類を定期的に測定する。
			4	平成16年度までに全ての一般公用車を低公害車に切り替える。
	安全な水環境を確保する。	施設からの排水対策及びモニタリングを実施する。	5	し尿浄化槽等を適切に維持管理する。
			6	施設から公共用水域への排水状況を定期的に測定する。
	静かな音環境を保全する。	事業活動に伴って発生する騒音を抑制する。	7	特定施設から発生する騒音を抑制する。
			航空機騒音等を抑制し、所要の対策を推進する。	8
		9		運航対策（飛行経路、飛行時間帯等）を検討する。
		10		周辺対策（防音工事等）を推進する。
	安全な海洋環境を保全する。	海洋保全対策を図る。	11	船舶から発生する廃棄物等の海洋投棄を抑制する。
	循環型社会システムの構築を推進する。	一般廃棄物及び産業廃棄物対策を推進する。	12	一般廃棄物を適正に処理する。
			13	産業廃棄物を適正に処理する。
			14	廃棄物を分別し、リサイクルを推進する。
			15	P C B 廃棄物を適正に保管する。
(2) 環境教育の促進	環境教育を促進する。	職員の環境対策に関する意識の向上を図る。	16	防衛庁独自に環境月間及び環境週間を設定し、意識の高揚を図る。
			17	職員の教育のため、講演会等を開催する。
			18	環境教育に資する催しを実施する。

基本目標	目的	主要施策	番号	目 標
2. 事務活動における環境配慮(1)オフィス活動における環境配慮	オフィス活動に伴う環境負荷を低減する。	地球温暖化対策に係る政府の実行計画を推進する。	再掲	平成 16 年度までに全ての一般公用車を低公害車に切り替える。
			19	公用車で使用する燃料の量を現状比（13'実績：以下同じ）で平成 18 年度までに概ね 85 %以下とする。
			20	用紙類の使用量を現状比で平成 18 年度までに増加させない。
			21	事務所の単位面積当たりの電気使用量を現状比で平成 18 年度までに概ね 90 %以下とする。
			22	エネルギー供給設備で使用する燃料の量を現状比で平成 18 年度までに増加させない。
			23	事務所の単位面積当たりの上水使用量を現状比で平成 18 年度までに 90 %以下とする。
			24	事務所から排出される廃棄物の量を現状比で平成 18 年度までに概ね 75 %以下とする。
			25	廃棄物中の可燃物の量を現状比で平成 18 年度までに概ね 60 %以下とする。
			26	その他、政府の実行計画に定められている事項について推進する。
(2)グリーン調達の推進	環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を図る。	環境負荷の少ない製品等を選択・調達する。	27	環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき毎年度策定される防衛庁の調達方針に従い調達を推進する。

番号	総合評価対象予定項目
1	本庁内部部局組織改編の効果の検証
2	勤務環境改善施設の整備
3	防衛統合デジタル通信網の整備
4	防衛力の在り方検討
5	海上自衛隊回転翼航空機部隊の在り方
6	米国派遣訓練
7	カウンセリング体制の充実
8	自衛隊就職援護情報ネットワークシステムの活用
9	国際規格(ISO9000s)の品質管理方式の導入
10	在日米軍に対する施設の借上事業

政策評価(平成14年度 総合評価)(2次評価)

番号	項目名	評価部門評価	政策所管課
1	テロ対策特別措置法の制定及び同法に基づく自衛隊の活動	テロ対策特別措置法に基づき自衛隊が実施している協力支援活動等は、国際社会から高い評価を得ており、国際的なテロリズムの防止や根絶のための国際社会の取組に寄与するとともに、米英両国との信頼関係の強化に大きく貢献したものと評価できる。国際的なテロリズムとの闘いは現在も継続しており、テロ対策特別措置法に基づき協力支援活動等を着実に実施していくことが重要である。	防衛局 防衛政策課
2	不審船対処関連事業	能登半島沖不審船事案における教訓・反省事項等を踏まえた不審船対処事業は、装備・組織両面にわたり対処能力を大きく向上させたものであり、結果として抑止効果も高めたものと評価できる。今後は、15年度に新たに措置される各事業の着実な実施に加え、訓練等を通して検証を行い、その結果を運用・装備の改善に反映させていくことが重要である。	防衛局計画課
3	二国間防衛交流	二国間防衛交流については、平成8年度までに6ヶ国であった実務者交流の実施国数が平成14年度までに14ヶ国へと着実に増加するとともに、ここ数年のロシアとの交流の活発化は顕著であり、さらには平成12年度には韓国空軍と航空自衛隊との間で輸送機の相互訪問が初めて実現するなど、交流に広がりや深まりが見られることは評価できる。今後ともこれまで築いた交流関係を維持・発展させることはもとより、様々な交流に取り組んでいくことが重要である。	防衛局 国際企画課
4	秘密保全体制	平成12年に発生した秘密漏えい事案の再発防止のため取られた各施策は、情報の流れを考慮した包括的なものとなっており、秘密保全体制の充実に資すると評価できる。しかしながら、秘密保全については制度を構築すれば十分といえるものではなく、保全検査の厳格な実施によりチェック体制の充実を図るとともに、関係職員の教育も遺漏なく実施していくことが重要である。また、防衛秘密制度については、防衛庁職員のみならず防衛秘密を取り扱う部外関係者の保全意識も重要であるため、同制度の周知を常に心がけていく必要がある。	防衛局調査課
5	中央指揮システム(CCS)	市ヶ谷庁舎に新設された中央指揮システムは、前システムでは一部しか接続していなかった陸・海・空自衛隊の指揮システムと完全に接続させるなど、情報収集機能、情報表示機能、専用通信機能、施設機能の4つの機能のいずれにおいても向上が図られており、防衛庁長官が適時適切に自衛隊の指揮監督を行う上で必要な支援を提供し得るよう充実が図られているものと評価できる。今後とも、種々の訓練等を通じ改善点の有無を検証するとともに、技術の進展や新たなニーズに対応したシステムの能力向上に努めることが重要である。	運用局運用課

制度等名	不審船対処関連事業	担当部局	防衛局計画課
政策分野	防衛力整備	実施時期	平成14年6月～平成15年3月

<p>制度等の内容 平成11年3月に発生した能登半島沖の不審船事案を始めとする不審船に対処するため、装備面・組織面において効果的・効率的な対応能力の向上のための事業を実施するものである。</p>	<pre> graph LR A["不審船の発見・分析 ○艦艇の指揮管制能力の強化 ○航空機の伝送能力の強化 ○航空機による警戒監視機能の強化"] --> B["停船のための対応 ○停船措置用装備品の整備 ○小型水上船舶に対する射撃能力の向上"] B --> C["停船後の対応 ○特別警備隊員の即応態勢強化 ○特別警備隊員用装備品の充実 ○立入検査要員教育の充実"] </pre>
---	---

評価の内容

<p>制度等の効果 平成11年3月に発生した能登半島沖不審船事案を踏まえ、政府の方針としてとりまとめられた「能登半島沖不審船事案における教訓・反省事項」において、不審船対処については、警察機関たる海上保安庁がまず第一に行い、海上保安庁では対処することが不可能又は著しく困難と認められる場合には、海上警備行動により自衛隊が対処するという考え方を基本とした上で、不審船の停船、立入検査等に有効に対処するため、海上保安庁及び自衛隊の対応能力について、効果的かつ効率的に整備を図ることとされたところである。 これらを踏まえ、防衛庁としては、海上保安庁と海上自衛隊が連携・協力して不審船対処に遺漏なきを期すとの基本的考え方の下、海上自衛隊の不審船に対する対応能力の向上を図ってきた。また、併せて、組織の面においても、特別警備隊の新編や充足率の向上の事業を実施してきており、より一層の迅速かつ適切な対応が可能となり、抑止効果も期待できる。</p>	<p>方策等の検討 平成15年度予算（案）においては、九州南西海域不審船事案等を踏まえ、国民の安全と安心を確保するとの観点から、防衛庁は、不審船への対策を重点的に実施することとしたところである。 主要な事業は以下のとおり。 不審船の発見・分析 ・P-3C用静止画像伝送装置の整備 ・P-3Cの東シナ海での警戒監視態勢の強化 停船のための対応 ・跳弾が少なく遠距離から射撃可能な平頭弾の整備 ・航空機の自機防御装置の整備等 停船後の対応 ・特別警備隊の増員 ・立入検査術科の訓練指導・講習</p>
---	---

今後の対応

それぞれの事業について、海上自衛隊の不審船に対する対応能力の向上に資すると認められることから、平成15年度予算（案）に盛り込んだ各事業について、その実施に着手するとともに、平成14年度以前に着手した不審船を有効に停船させるために必要な装備等の整備等、海上自衛隊の対応能力の向上を図る各事業についても引き続き着実に進展させていくこととしたい。

その他の参考情報

制度等名：不審船対処関連事業

政策分野：防衛力整備

内容：平成11年3月に発生した能登半島沖の不審船事案を始めとする不審船に対処するため、装備面・組織面において効果的・効率的な対応能力の向上のための事業を実施するものである。

評価の内容：

1. 制度等の効果

(1) これまでの対応

平成11年3月に発生した能登半島沖の不審船事案では、北朝鮮の工作船と思われる2隻の不審船に対し、自衛隊創設以来初めての海上警備行動が発令され、海上自衛隊は護衛艦による停船命令、警告射撃や哨戒機（P-3C）による警告としての爆弾投下などの対処を行ったところである。

かかる事案を踏まえ、同年6月の関係閣僚会議において、政府としての教訓・反省事項（「能登半島沖不審船事案における教訓・反省事項」）が取りまとめられた。この中で、不審船対処については、警察機関たる海上保安庁がまず第一に行い、海上保安庁では対処することが不可能又は著しく困難と認められる場合には、海上警備行動により自衛隊が対処するという考え方を基本とした上で、不審船の停船、立入検査等に有効に対処するため、海上保安庁及び自衛隊の対応能力について、効果的かつ効率的に整備を図ることとされたところである。具体的には、海上自衛隊については、艦艇の能力の強化、航空機の能力の強化、立入検査用装備の整備、新たな捕捉手法の研究等の4点について言及されている。

これらを踏まえ、防衛庁としては、海上保安庁と海上自衛隊が連携・協力して不審船対処に遺漏なきを期すとの基本的考え方の下、海上自衛隊の不審船に対する対応能力の向上を図ってきた。また、併せて、組織の面においても、特別警備隊の新編や充足率の向上の事業を実施してきたところである。組織・装備の面において、これまで実施してきた主要な事業は、以下のとおり。

装 備	艦艇の能力の強化	11年度のミサイル艇整備にあたり、高速の不審船を追尾するため速力を向上（約44ノット）。15年度末までに佐世保、舞鶴に3隻ずつ配備予定。 12年度から、各護衛艦に1隻あたり2基の12.7ミリ機関銃を整備。
	航空機の能力の強化	哨戒ヘリコプターへの7.62ミリ機関銃の搭載等、航空機の能力強化（12年度より実施し、14年度予算7機分で完了）

装 備	立入検査用装備の強化	護衛艦に立入検査用器材を整備（酸素濃度計、ガス探知機、携帯無線機、防弾救命胴衣等）
	新たな捕捉手法の研究等	11年度より、強制停船措置用装備品の研究を実施。その成果として、有効な停船措置である平頭弾の装備化に14年度より着手 先端部を平坦にし、跳弾を防止した無炸薬の弾薬。護衛艦等に搭載している76mm砲から発射。
組 織	特別警備隊の新編	不審船の武装解除・無力化を実施するための部隊を13年3月に江田島に新編。約70人
	充足率の向上	立入検査活動を円滑に行うための艦艇要員確保のため、充足率を向上 【12年度】 0.50%増（231人の増員） 【13年度】 0.48%増（215人の増員）

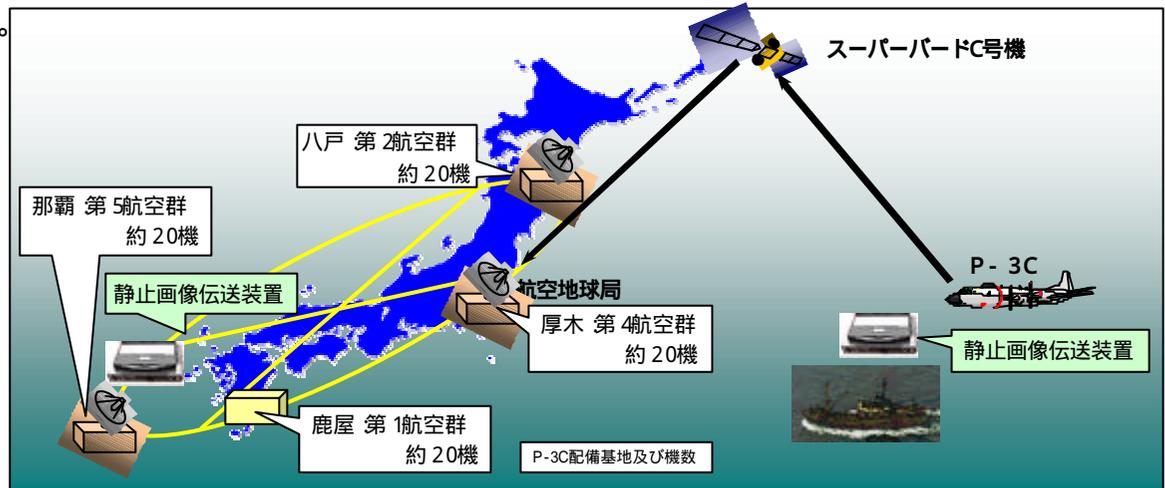
(2) 九州南西海域不審船事案を踏まえた対応

平成13年12月の九州南西海域不審船事案においては、P-3Cが後に不審な船舶と判明する船舶を視認・写真撮影後、P-3Cから基地への画像伝送、また、基地から海上幕僚監部への画像伝送に時間を要したとの反省から、現場から中央へ至る情報伝達能力の向上のため、以下の措置を講じたところ。

ア P-3Cから基地への画像伝送能力の強化

P-3Cが飛行中に画像を伝送できるようにするためには、（ ）静止画像伝送装置（必要に応じP-3Cに搭載）、（ ）衛星通信装置（P-3Cに装備）及び（ ）航空地球局（各基地に受信アンテナ等を設置）等の整備が必要である。

那覇及び鹿屋基地については、平成13年度から予算措置を取り、それぞれ平成14、15年度末から航空地球局等の運用開始を予定しており、それに併せて衛星通信装置を搭載したP-3Cの配備や静止画像伝送装置の整備を進めていたところである。しかし、上記整備が完了するまでの対策として、当面の措置として、これらの整備が既に完了している厚木・八戸基地所属のP-3Cの機動的な活用を図るとともに、鹿屋・那覇基地への機動展開用の静止画像伝送装置を平成13年度末に緊急取得したところである。



イ 基地から海上幕僚監部等への画像伝送能力の強化

基地から海上幕僚監部等への画像伝送の時間短縮のため、平成13年度末にマニュアル整備、電子メール用回線の高速化を緊急に措置した。

また、九州南西海域不審船事案を踏まえ、平成14年4月に内閣官房を中心に取りまとめられた「九州南西海域不審船事案対処の検証結果」においては、不審船への対処として、

- ・ 不審船に対しては、海上保安庁が第一に対処。海上保安庁では対処することが不可能若しくは著しく困難と認められる場合には、海上警備行動により自衛隊が対処
- ・ 工作船の可能性の高い不審船については、政府の方針として、当初から自衛隊の艦艇を派遣することとされたところである。

また、装備上の措置として、

ア 不審船の発見・分析能力を向上させるため、P-3Cの画像伝送能力の強化、基地から海上幕僚監部等への画像伝送能力の強化

イ 不審船事案に対応する船舶等の防弾対策として、艦橋等への防弾措置を施した新型ミサイル艇の配備（13年度末2隻（舞鶴）、14年度末2隻（佐世保）、15年度末2隻）

ウ 遠距離から正確な射撃を行うための装備として、護衛艦等の射撃精度の向上、跳弾しにくい「平頭弾」の整備等

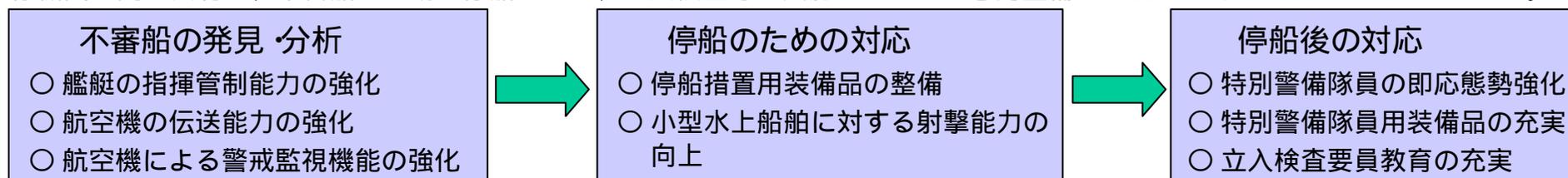
エ 隊員の安全を確保しつつ効果的に対処するため、停船した不審船に対する装備等を改善を行うこととされたところである。

以上のように不審船に有効に対処するため装備面・組織面の向上を図ってきており、より一層の迅速かつ適切な対応が可能となり抑止効果も期待できる。

2. 方針等の検討

平成15年度予算（案）においては、九州南西海域不審船事案等を踏まえ、国民の安全と安心を確保するとの観点から、防衛庁は、不審船への対策を重点的に実施することとしたところである。

具体的には、不審船を可能な限り早期に発見し、迅速かつ適切に対処していくため、情報を迅速・正確に収集の上、各自衛隊・関係機関の間で共有し、不審船を適切に停船させて、立入検査等を実施するための態勢整備に重点を置くこととしたところである。



主要事業については以下のとおり。

不審船の発見・分析

九州南西海域不審船事案を踏まえ、不審船の発見・分析能力を高めるため、艦艇及び航空機の情報伝送能力強化のための事業を推進するとともに、航空機による監視機能を強化するため、常続的警戒監視態勢の強化等を実施する。また、海上保安庁との連携強化のため通信訓練を実施する。

区分	事業名	事業の概要等
艦艇の指揮管制能力の強化	衛星部隊内系用通信端末の整備	沿岸海域及び海峡部において、警戒監視任務に就く艦艇(含むミサイル艇)と各地方総監部及び自衛艦隊司令部間のリアルタイム情報交換を可能にする衛星部隊内系通信端末の整備。
航空機の伝送能力の強化	P-3C用衛星通信器材の整備	洋上において警戒監視に従事するP-3Cと陸上司令部(ASWOC:Anti Submarine Warfare Operation Center 対潜水艦戦作戦センター)間のリアルタイム情報交換を可能とする衛星通信機能を整備。 なお、本通信器材を整備した航空機は、機上で撮影した静止画像を滞空のまま基地に伝送することが可能(別途伝送装置が必要)。
航空機の伝送能力の強化	P-3C用静止画像伝送装置の整備	衛星通信機能を有するP-3Cに装備し、機上で撮影した目標写真を滞空のまま陸上司令部に伝送することを可能にする器材。15年度は鹿屋・那覇用に12式を要求。
	SH-60Jへの映像伝送装置の整備	SH-60Jで撮影した映像(動画)を伝送し、ヘリ搭載護衛艦で受信する装置を整備し、現場の状況を映像により情報収集できる態勢を整備。
航空機による警戒監視機能の強化	陸上型SH-60JへのFLIR(赤外線暗視装置)の装備	洋上及び沿岸海域で警戒監視に従事する回転翼哨戒機の夜間における船舶に対する捜索・識別能力を向上させるため赤外線暗視装置を整備。
	航空機用常続的警戒監視用燃料の取得	現在、北海道・日本海・東シナ海方面においてP-3C各1機の3機態勢で常続的警戒監視を実施しているが、東シナ海方面における態勢強化を図るために必要な燃料を要求。
海上保安庁との連携の強化	海上保安庁との通信訓練の実施	不審船対処における海上保安庁との連携の強化及び錬度の向上を図るため、各種通信機器等を使用した通信訓練を実施。

停船のための対応

現場で対処する隊員の安全を確保しつつ、不審船に対して有効な停船措置を講じるため、護衛艦等による正確な射撃を可能とするための射撃指揮装置の改善や平頭弾の整備を行う。また、不審船による銃撃から隊員を守るため、SH-60J操縦席へ防弾板を整備するなど、航空機の自機防御能力の向上を図る。

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要 等
小型水上船舶に対する射撃能力の向上	射撃指揮装置（FCS-2）の改善	射撃精度を向上させるため、FCS-2に定点射撃機能を付加。
	高性能20ミリ機関砲（CIWS）に対する水上射撃機能の付加	高性能20ミリ機関砲（CIWS）とFCS-2を接続し水上目標に対して射撃できる機能を付加。
	護衛艦への12.7ミリ機関銃の整備	不審船を有効に停船させるための装備として、護衛艦1隻あたりに2基の12.7ミリ機関銃を整備（当該事業は、平成12年度から実施）。
	実目標射撃訓練	小型の除籍艦船を目標に射撃訓練を実施し、小型目標に対する警告射撃及び危害を与えない射撃要領の確立、練度の維持向上を図る。
停船措置用装備品の整備	平頭弾の整備	先端部を平坦にし、跳弾を防止した無炸薬の76ミリ砲用弾薬の整備を推進
自機防御能力の強化	P-3C・SH-60J/Kへの自機防御装置の装備	識別のために目標船舶に接近した際、不意に発射される携帯式ミサイルに対し、これを探知するとともに回避するためのぎまん弾を射出する装置（ミサイル警報装置及びチャフ・フレア射出装置）を整備。なおSH-60Kについては新造機に装備予定。
	SH-60J/K操縦席への防弾板の整備	船舶からの小銃等による被攻撃に対し、操縦員を防御するため、軽量かつ十分な強度を有する新素材防弾板を操縦席に装備。なお、SH-60Kについては新造機に装備予定。

停船後の対応

攻撃・自爆等の可能性のある海上の不審船乗組員に対し、現場隊員の安全を確保しつつ対処するため、特別警備隊員の装備品の充実を図るとともに、特別警備隊員を増員するなど即応態勢の強化を図る。また、立入検査要員の能力を強化するため、実習場の整備等を実施する。

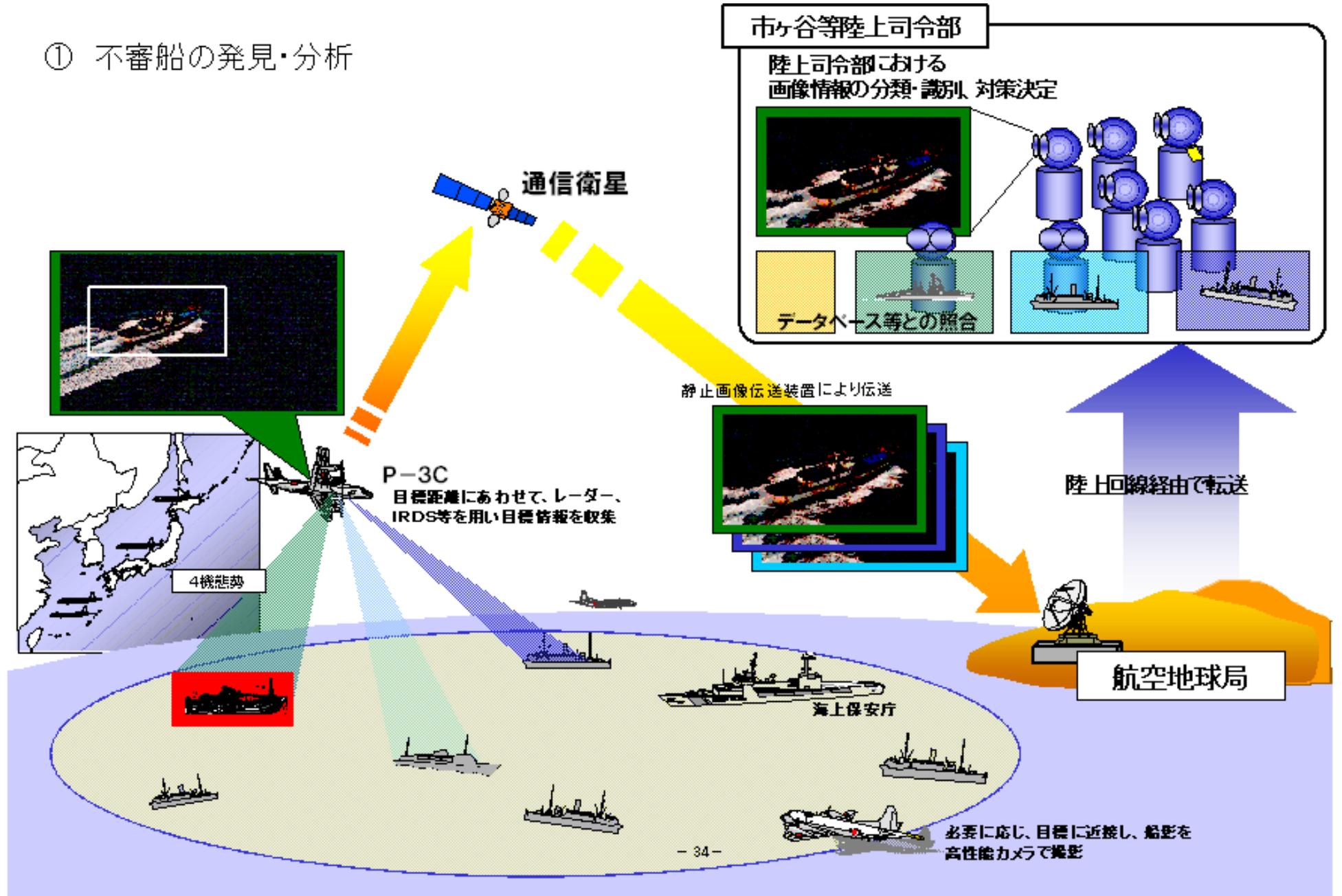
区 分	事 業 名	事 業 の 概 要 等
特別警備隊員用装備品の充実	特別警備隊装備品等の整備	特別警備隊が対象船舶に効果的に対処するために必要な装備品等を整備。
	特別警備隊要員教育	特別警備隊の要員教育のため、必要な教育訓練用装備品等を整備。

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要 等
特別警備隊員の 即応体制の強化	特別警備隊員の増員	特別警備隊の即応態勢強化のため、所要の増員を行う
立入検査要員の 能力強化	立入検査術科訓練指導、講 習等	護衛艦の立入検査隊に対する術科訓練指導及び講習を行うための教官の移動経費の確保。

今後の対応：

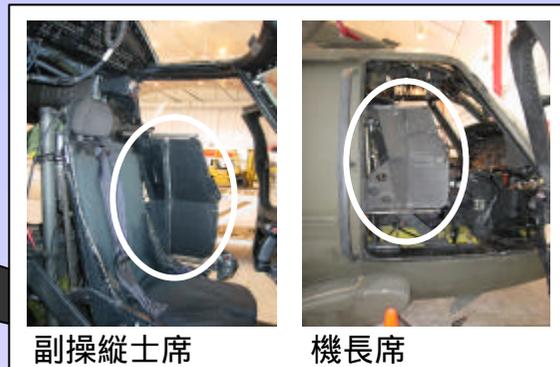
上記のそれぞれの事業について、海上自衛隊の不審船に対する対応能力の向上に資すると認められることから、かかる措置を講じていきたい。また、防衛庁としては、平成11年3月の能登半島沖不審船事案を踏まえ、不審船を有効に停船させるために必要な装備等の整備等、海上自衛隊の対応能力の向上を図ってきたところであり、それらの措置についても引き続き着実に進展させていくこととしたい。

① 不審船の発見・分析



停船のための対応

夜間監視能力の強化
SH-60JにFLIRを搭載
図は、夜間赤外線画像のイメージ



機長席、副操縦士席側方に
スライド式の防弾板を追加

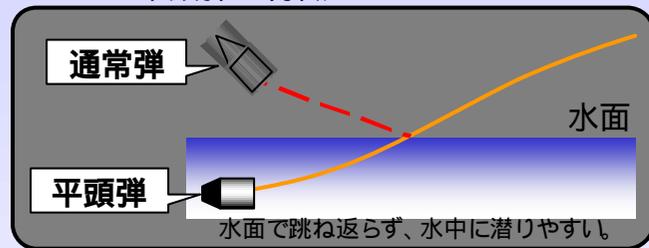
副操縦士席

機長席



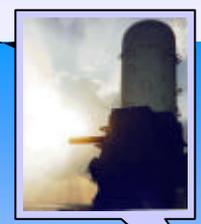
SH-60J

76mm平頭弾の特徴



76mm砲

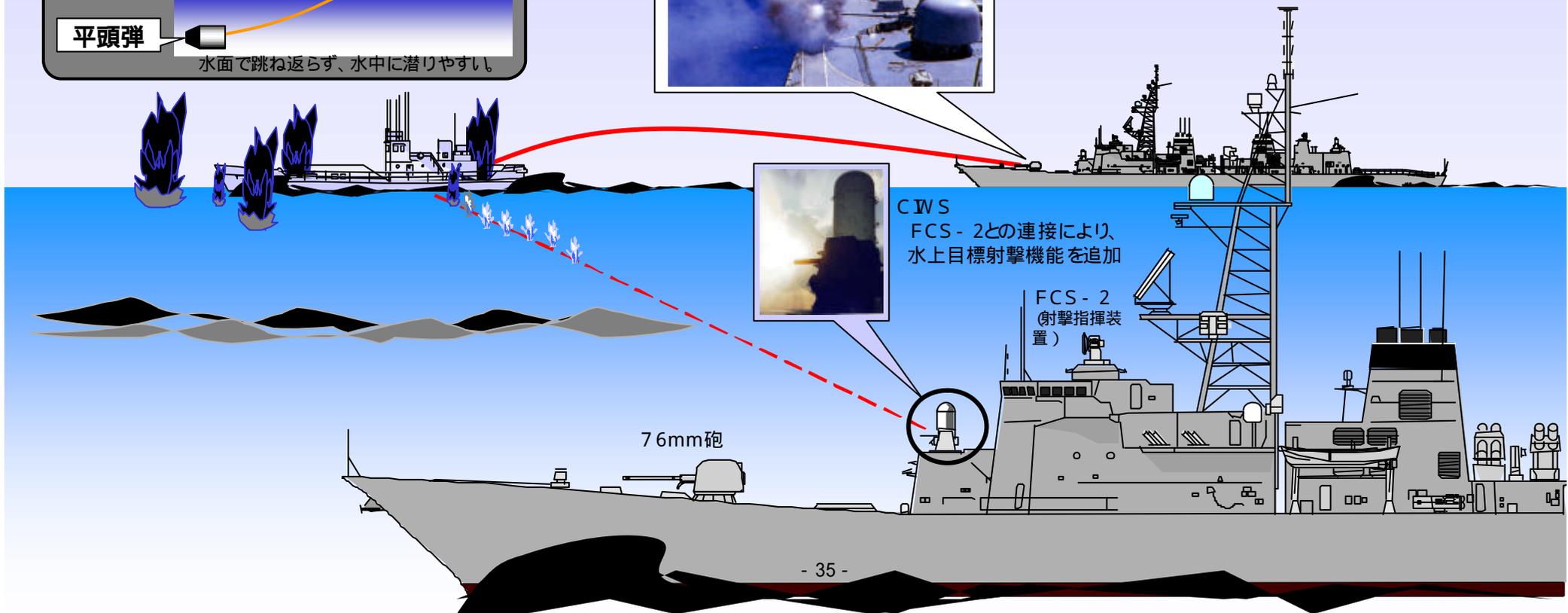
FCS-2を改善し、手動照準による定点射撃機能を追加
跳弾の少ない平頭弾(無炸薬)を使用



CWS
FCS-2との接続により、
水上目標射撃機能を追加

FCS-2
(射撃指揮装置)

76mm砲



停船後の対応

立入検査の場合

立入検査



停船後、検査対象となる船舶の乗員や積荷などの検査を行う。原則的に停船と乗船に応じた場合に実施する。

